

社会福祉法人武雄市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人武雄市社会福祉協議会の定款第12条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長に支給する報酬は、月額80,000円とする。
- (2) 監事が監事会に出席したときの報酬は、日額5,000円とする。
- (3) 監事が理事会に出席したときは、前項の報酬は支給しない。ただし、費用弁償として日額2,500円を支給する。
- (4) 会長を除く理事には報酬を支給しないこととし、理事会に出席したときは費用弁償として日額2,500円を支給する。

(旅費)

第4条 役員等が業務のための旅行で受ける旅費等は、武雄市特別職の職員の給与、旅費、費用弁償に関する条例の例による。

(勤務日等)

第5条 会長は非常勤とし、勤務日は月曜日、木曜日を基本とする。但し、事業実施等の必要に応じて勤務日を変更することができる。

(支給方法)

第6条 会長が月の中途中でその職に就き又はその職を離れたときの報酬は、その月分については日割り計算とする。

2 前項に定めるもののほか、会長の受ける報酬の支給方法については、武雄市社会福祉協議会職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月15日から施行する。

(社会福祉法人武雄市社会福祉協議会会長報酬規程の廃止)

2 社会福祉法人武雄市社会福祉協議会会長報酬規程（平成27年5月1日）は廃止する。